

越教組ニュース

越谷市教職員組合
情宣部
17.09.12(火)
Tel 988-3281
Fax 988-3283

二〇一七年人事院勧告出る

四年連続の月例給・一時金改善だが

埼教組も

七月行動で勝ち取る

人事院は八月八日、政府と国会に対して国家公務員の給与に関する「勧告」と報告を行いました。

課題は

しかし本年の「勧告」における給与の引き上げ幅は、昨年を下回る低額で、一時金(ボーナス)の引き上げを含めても公務労働者の生活改善には程遠く、積極的な評価をすることはできません。特に高年齢層にはベースアップが若年層の半分以下であり、不公平感が

残ります。また、一時金の引き上げ分が全て「勤勉手当」に充てられることも、問題です。「勤勉手当」は「期末手当」と違って、勤務成績を反映させてしまいます。働く者に格差・分断をもたらしかねません。

県人事委員会との交渉始まる

ご存知のように、人事院勧告は、我々地方公務員の勧告(県人事委員会による)に大きな影響を与えます。

しかし国の「人事院勧告」が、そのまま県の

「人事委員会勧告」になるわけではありません。埼玉県の民間企業給与の動向や埼玉独自の事情を加味した勧告であるべきです。

これから本勧告を基に本格的な交渉が始まります。越教組も積極的に参加します。毎年、署名もお願いしています。ご理解ご協力をお願いします。

給与が決定する過程

三月、四月 組合 春闘応援

人事院 各企業の春闘結果を収集・分析
県人事委員会 県内の企業の春闘結果を収集分析

七月 組合 賃金改善署名↓文科省・人事院に直接
要請行動

八月 人事院勧告 県内の春闘情報と人事院勧告
県人事委員会 を検討

九月 組合 賃金改善署名↓県人事委員会直接要請
行動

十月頃 県人事委員会勧告

十月、十一月(場合によっては十二月)
県当局と賃金交渉(二、三回)

※賃金以外の改善については、歳をまたいで交渉することも

十二月 県議会にて賃金改定条例可決
(国会で国家公務員賃金改定可決)

新しい賃金決定(九カ月遅れ)
差額計算↓差額支給

一月二日 新給与表による月例給支給

誤解していませんか?

越谷でも再雇用で短時間勤務は可能です

昨年度、組合との話し合いで、市教委は「勤務形態については『越谷はフルタイムしか認めない』という誤った情報が一部にあるようだが、従来から(県の方針通り)認めている。」と明言しています。(越教組ニュースNo.1271)
事実、29年度、週3/5、2/5といった働き方をする職員は複数組います。再雇用時に希望があれば、遠慮なく申し込むことができます。一方、市教委では、「学校現場を考えれば、フルタイムを第一に考えたい。また、再任用者の意向だけで進められない場合がある。例えばペアを組み合わせ3/5と3/5の希望を絶対と考えると、ペアはできない。そういった場合には、どちらかに『2/5にしてもらえないか』という働きかけは必要になってくる。」(越教組ニュース同上)との意向も持っています。十分に話し合い、より良い再雇用をめざしましょう。

今年も元気に教研集会

今年も越教組主催の教研集会が開かれました。毎年好評の図工分科会をはじめ、国語、図書館、働きやすい職場づくりの各分科会では、提案に対しての活発な話し合いがなされました。参加者は、越谷だけでなく他市からもみられました。

参加者感想

本日は素晴らしい勉強会を開いてくださりありがとうございます。私には、絵に対して苦手意識があり、人に絵を見せるのがとても嫌です。そんな私でも、絵が楽しい、上手に描けて嬉しいと思いがら活動できました。きっと私のように、絵が苦手だと感じている子どもが居るはずなので、紹介された活動を実践してあげたいと思いました。

越谷市の衛生委員会誕生の話や就学援助制度についても、今まで知らなかった話が聞けました。また八潮市の先生の話もとても刺激的で、元気が出ました。とても充実した勉強ができました。「知っているつもり」だったことや「知らなかった」ことがたくさんありました。

人事院給与勧告の骨子

- ①民間給与との格差0.15%(631円)を埋めるため俸給表の水準を引き上げ。
- ②給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額の引き上げ。(国家公務員独自)
- ③一時金を0.1ヶ月分(年4.3月→4.4月)引き上げ。引き上げ分は「勤勉手当」へ。
- ④経過措置の廃止等で生じた原資を用いて若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復。

この改善には、官民共同で闘うとともに、「賃金改善署名」に取り組み、人事院や各省庁への直接行動(七月)が大きな力となりました。